

さぬき市広報紙広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市の広報紙への広告の掲載について、さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱(平成18年さぬき市告示第13号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 市が指定した場所に掲載(1ページに2枠まで)
- (2) 大きさ 1枠 縦4.5cm×横9cm
- (3) 枠数 6枠程度(同一広告に2枠分まで使用可)
- (4) 色数 2色刷り
- (5) 発行回数 年間12回(毎月1日発行)

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、同一年度内において、3か月、6か月又は12か月とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1枠当たり月額10,000円とする。ただし、連続して6か月以上掲載する場合は、6か月を超える掲載月の金額を1枠当たり月額8,000円とする。

- 2 広告主は、前項の広告掲載料を市長の指定する期日までに一括して納付しなければならない。

(広告の申込み)

第5条 広報に広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は掲載しようとする版下(完全な原稿という。以下同じ。)を掲載希望する広報の発行日の2か月前の月の10日までに市長に提出しなければならない。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第6条 広告の内容及びデザイン等については、原則として、申込み時に提出した広告原稿について市長が審査を行い、広告主の了承を得て掲載するものとする。

- 2 広告の内容、デザイン等は、発行号ごとに変更することができる。この場合において、発行日の1か月前までに広告原稿を市長に提出し、審査を受けなければならない。

(広告主の責任)

第7条 広告主は、掲載された広告の内容、デザイン等について、一切の責任を負うものとする。

(ホームページへの広告掲載)

第8条 市のホームページに掲載する広報さぬきPDF版においては、広告掲載部分を削除するものとする。雇用

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。